

在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 体験入学授業料規則

(目的)

第1条 本規則は、北京日本人学校学則第22条第2項に基づき、体験入学授業料の明確化を図ることを目的として定める。

(制定)

第2条 本規則は、学校運営理事会において定める。

(定義)

第3条 学籍を異動せずに本校の授業等を体験する児童生徒を、体験入学生と称する。

(体験入学の費用)

第4条 体験入学生から徴収する費用は、体験入学授業料のみとし、入学金は徴収しない。

2 体験入学授業料の計算方法は、月毎の締めとする。

3 体験入学授業料は、1授業日あたり300元とする。ただし、月額2,400元を上限とする。

4 体験入学授業料の改定は、毎年4月から12月までの学校運営理事会の議決を経て、新年度から実施する。

5 体験入学授業料の減免については、これを認めない。

(請求と領収)

第5条 体験入学授業料は、校長が体験入学を許可した者から徴収する。

2 体験入学授業料は、現金または銀行振込みでの納入を受ける。

(改正)

第6条 本規則の改正は、学校運営理事会の審議決定をもって行う。

2004年12月17日制定

2010年10月25日改正

2011年 3月21日改正

2013年11月25日改正

2016年 4月 1日改正

2021年 6月21日改正